

# 令和元年度第1回東大阪市都市計画審議会

## 議案書

日 時 令和元年7月12日（金） 午後2時

場 所 市役所本庁舎18階 大会議室

目 次

議案第 1 号 東部大阪都市計画流通業務団地の変更(大阪府決定)について (諮問)

・・・・・・・・・・ P 1

議 案 第 1 号

令和元年7月12日

東大阪市都市計画審議会会長 様

東大阪市長 野 田 義 和

東部大阪都市計画流通業務団地の変更(大阪府決定)について (諮問)

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）

都市計画流通業務団地を次のとおり変更する。

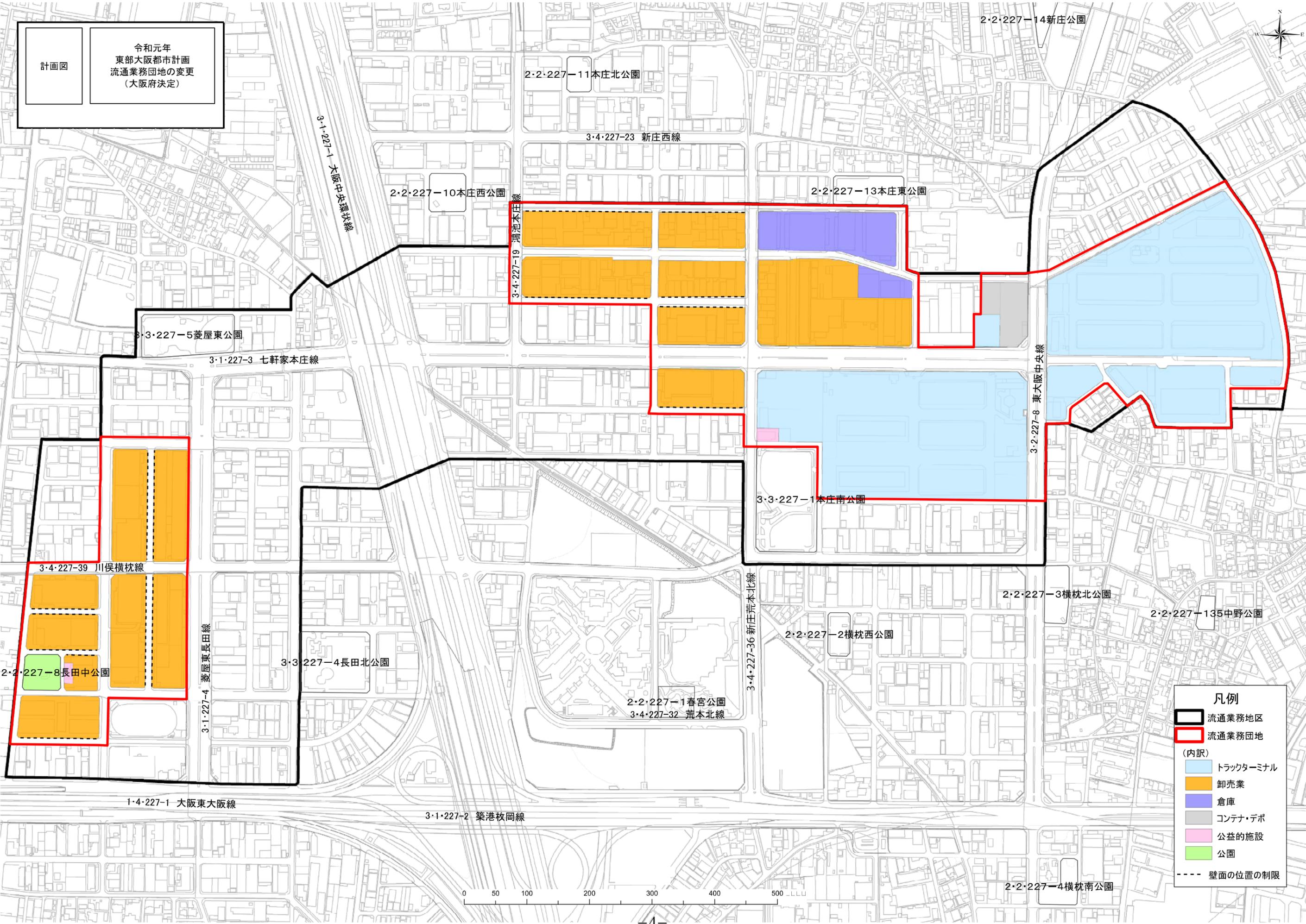
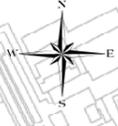
名 称		東大阪流通業務団地			
位 置		東大阪市本庄東、本庄一丁目、二丁目、本庄中一丁目、二丁目、本庄西一丁目、二丁目、長田中二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、新庄東、新庄南及び新庄西地内			
面 積		約 46.3ha			
流通業務施設の敷地の位置及び規模	トラックターミナル等貨物積卸しのための施設	約 17.7ha		備 考	
	卸売業	約 13.8ha			
	コンテナ・デポ	約 0.6ha			
	倉 庫	約 3.0ha			
公共施設及び公益的施設の位置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		3・1・227・3 号 七軒屋本庄線	40m	約 600m	
		3・4・227・36 号 新庄荒本北線	20m	約 350m	
		3・4・227・39 号 川俣横枕線	20m	約 260m	
		3・2・227・8 号 東大阪中央線	30m	約 360m	
		3・4・227・19 号 鴻池本庄線	20m	約 170m	
		その他街路	6～20m	約 5,644m	
	公園及び緑地	名 称	種 別	面 積	備 考
		2・2・227・8 号 長田中公園		約 0.34ha	
	公益的施設(その他施設を含む)			約 0.08ha	
壁面の位置の制限	流通業務施設名	道路境界線より 1m 後退			
	卸売業				

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

## 理 由

東大阪流通業務団地において、団地内の土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して高度化や機能更新を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更するものである。

計画図  
 令和元年  
 東部大阪都市計画  
 流通業務団地の変更  
 (大阪府決定)



- 凡例**
- 流通業務地区
  - 流通業務団地
- (内訳)
- トラックターミナル
  - 卸売業
  - 倉庫
  - コンテナ・デポ
  - 公益的施設
  - 公園
- 壁面の位置の制限



新旧対照表

東部大阪都市計画流通業務団地の変更（大阪府決定）

上段：変更後

都市計画流通業務団地を次のとおり変更する。

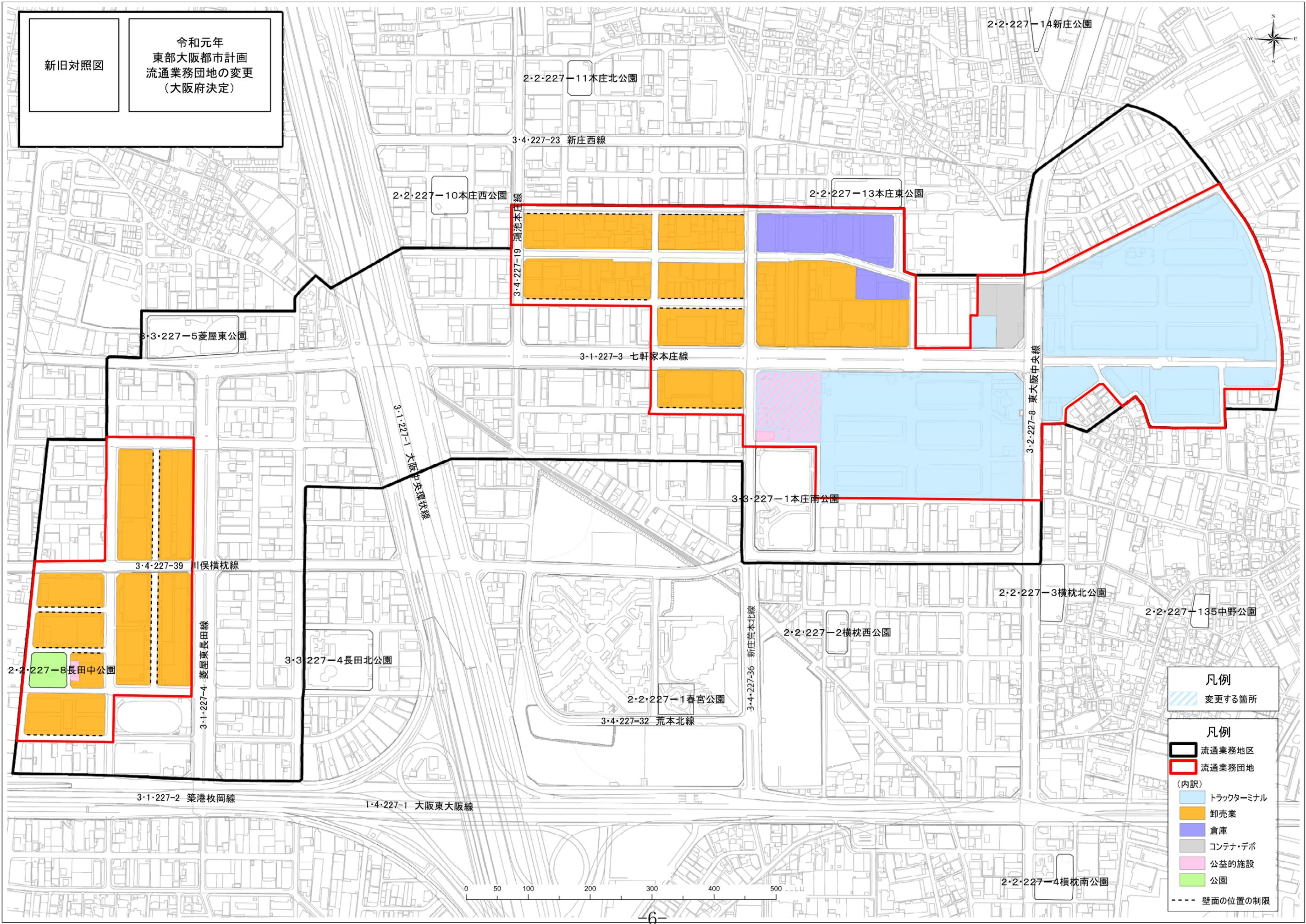
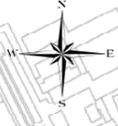
下段：（）内変更前

名 称		東大阪流通業務団地			
位 置		東大阪市本庄東、本庄一丁目、二丁目、本庄中一丁目、二丁目、本庄西一丁目、二丁目、長田中二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、新庄東、新庄南及び新庄西地内			
面 積		約 46.3ha			
流通業務施設の敷地の位置及び規模	トラックターミナル等貨物積卸しのための施設	約 17.7ha (約 16.6ha)		備 考	
	卸売業	約 13.8ha			
	コンテナ・デポ	約 0.6ha			
	倉 庫	約 3.0ha			
公共施設及び公益的施設の位置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		3・1・227-3 号 七軒屋本庄線	40m	約 600m	
		3・4・227-36 号 (3・4・227-33 号) 新庄荒本北線	20m	約 350m	
		3・4・227-39 号 (3・6・227-48 号) 川俣横枕線 (森河内横枕線)	20m	約 260m	
		3・2・227-8 号 (3・2・227-7 号) 東大阪中央線	30m	約 360m	
		3・4・227-19 号 (3・4・227-15 号) 鴻池本庄線 (鴻池駅前線)	20m	約 170m	
		その他街路	6～20m	約 5,644m	
	公園及び緑地	名 称	種 別	面 積	備 考
		2・2・227-8 号 長田中公園		約 0.34ha	
	公益的施設(その他施設を含む)			約 0.08ha (約 1.2ha)	
壁面の位置の制限	流通業務施設名	道路境界線より 1m 後退			
	卸売業				

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

新旧対照図

令和元年  
東部大阪市計画  
流通業務団地の変更  
(大阪府決定)



- 凡例**
- 変更する箇所
- 凡例**
- 流通業務地区
  - 流通業務団地
- (内訳)
- トラックターミナル
  - 卸売業
  - 倉庫
  - コンテナ・デポ
  - 公益的施設
  - 公園
- 壁面の位置の制限

